

議案第 106 号

伊賀市文化財保護条例の一部改正について

伊賀市文化財保護条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 30 年 9 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市文化財保護条例の一部を改正する条例

伊賀市文化財保護条例(平成 16 年伊賀市条例第 271 号)の一部を次のように改正する。

第 56 条の 2 中「生涯学習課」を「文化財課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。